鴻巣市ふるさと納税業務委託プロポーザル実施説明書

1　業務の概要

⑴　業　務　名　　鴻巣市ふるさと納税業務委託

⑵　業 務 目 的　　鴻巣市（以下「本市」という。）が行うふるさと納税に係る寄附情報の管理、返礼品発送業務及び魅力的な返礼品の新規開拓等を民間事業者に委託することにより、事務の効率的な執行並びに寄附金の受入額の増加による地域経済の活性化及び効果的な本市の魅力発信を図ることを目的とします。

⑶　業 務 内 容　　鴻巣市ふるさと納税業務委託仕様書のとおり

⑷　履 行 期 間　　契約日から令和１２年３月３１日まで

契約日から令和９年３月３１日までの期間は準備期間とし、寄附受付期間は令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までとします。この場合において、準備期間における経費は寄附受付期間に支払う委託料に含むものとし、準備期間における支払いは発生しないものとします。また、本業務は、地方自治法第２１４条に基づく債務負担行為により実施するものとし、制度改正、社会情勢の変化又は予算の範囲等により、必要に応じて契約内容を変更する場合があります。

⑸　提案上限額　　本業務は、寄附金額等に応じて委託料が変動する成果連動型の契約とし、提案上限は設定しないものとします。

ただし、企画提案における価格比較を行うため、別に示す見積条件に基づき見積書を提出することとします。

※見積条件は、４ページ１０⑴の「ケ　見積書及び内訳書」欄を参照すること。

※当該見積額は企画提案審査における比較のための参考額であり、契約額を拘束するものではありません。

⑹　支 払 方 法　　本業務の支払方法に関しては、本市と選定された優先交渉事業者で協議の上、決定します。

2　担当部署

鴻巣市市長政策室総合政策課

シティプロモーション担当（担当：甲州・加村・吉野）

〒365-8601　埼玉県鴻巣市中央１番１号

電 話 番 号：０４８－５４１－１３２１（内線２２３７）

電子メール：sogoseisaku@city.kounosu.saitama.jp

3　参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下のすべての条件を満たすものとし、契約締結までに参加資格を有さなくなった場合には、その時点で参加資格を失うものとします。

なお、複数企業による共同参加は認めません。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

⑵　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
⑶　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
⑷　契約締結までの間に、鴻巣市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成３０年鴻巣市告示第２４４号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
⑸　租税を完納していること。
⑹　自己又は自社の役員等が、鴻巣市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成２８年鴻巣市告示第２３９号）別表の措置要件に該当していないこと。
⑺　本公募の開始日を基準日とした過去５年以内に、本市のふるさと納税実績（寄附件数:4,000件程度、寄附金額：90,000,000円程度）と同規模以上の実績を有する地方公共団体との間で、ふるさと納税に係る寄附情報の管理、返礼品発送業務及び魅力的な返礼品の新規開拓等の同種の業務を元請として受注して履行完了した実績があること。

４　選考スケジュール

⑴　実施の公表
令和８年１０月２３日（金）
⑵　質問書の受付・回答
（受付）令和８年１０月２６日（月）から令和８年１１月９日（月）午後５時１５分まで
（回答）令和８年１１月１２日（木）まで
⑶　参加申込書類の受付期限
令和８年１１月１６日（月）午後５時１５分まで
⑷　一次審査（書類審査）結果通知
令和８年１１月２４日（火）
⑸　企画提案書等の受付
令和８年１２月９日（水）午後５時１５分まで
⑹　企画提案書に関するプレゼンテーション
令和８年１２月１４日（月）、１５日（火）予定
⑺　選定結果通知
令和８年１２月２５日（金）予定
⑻　契約締結
令和９年１月上旬予定

５　実施説明書の配布

⑴　公表日
令和８年１０月２３日（金）
⑵　公表場所
鴻巣市総合政策課窓口及び鴻巣市ホームページ
ホームページURL(https://www.city.kounosu.saitama.jp/site/konosu-life/45643.html)

6　質問の受付及び回答

⑴　受付期間

令和８年１０月２６日（月）から令和８年１１月９日（月）午後５時１５分まで

⑵　提出方法

「質問書（別紙１）」に必要事項を記入し、電子メールに添付して総合政策課に送付してください。なお、送信後は、必ず送信確認として電話連絡をしてください。

また、メール件名は次のとおりとしてください。

【会社名】鴻巣市ふるさと納税業務委託（質問書）

電子メール：sogoseisaku@city.kounosu.saitama.jp

⑶　回答方法

質問の回答は、令和８年１１月１２日（木）までに、質問者全員に電子メールで回答するとともに、鴻巣市ホームページに掲載します。

⑷　その他

なお、口頭による質問及び提出期限までに到着しなかった質問については、いかなる理由でも回答はしません。

質問に対する回答は、本実施説明書、仕様書等の追加又は修正事項とみなし、追加・修正が生じた場合は、修正版を併せて更新します。

7　参加申込書類等の提出

⑴　提出書類

ア　参加申込書（別紙２）

イ　身分証明書（発行後３か月以内のもの。個人に限る。）コピー可

ウ　登記事項証明書（履歴事項全部証明書（発行後３か月以内のもの。法人に限る。））コピー可

エ　法人番号指定通知書（法人に限る。）コピー可

オ　営業経歴書（別紙３）

カ　財務諸表（法人については貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人については所得税確定申告書）

キ　未納税額のないことの証明書（法人にあっては鴻巣市内に事業所（本社、支社、支店、営業所等）がある場合。個人にあっては鴻巣市内で営業している場合。）コピー可

ク　その３の３「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（管轄の税務署で発行。法人に限る。）コピー可

ケ　その３の２「申告所得税及び復興所得税」及び「消費税及び地方消費税」（管轄の税務署で発行。個人に限る。）コピー可

コ　技術資料（別紙４）

※併せて、参加資格⑺に係る業務の内容が分かる資料（契約書・仕様書等）及び履行完了が確認できる資料（検査結果通知書等）を添付すること。

サ　委任状（別紙５）

※但し、対象業務において代理人営業所・支店等を置く場合に限る。

※会社分割その他の組織再編に伴う事業承継により、参加事業者名義で提出できない書類が

ある場合は、その理由及び事業承継の経緯が確認できる資料を添付することにより、承継前の法人に係る資料を提出することができる。

⑵　提出部数

上記ア～サの順序で製本し、インデックスをつけて提出してください。

正本　１部（代表者印押印のもの）

副本　８部（正本の写し）

※うち１部は製本をしないもの。

なお、提出書類は紙媒体の提出に加え、電子データも提出すること。

電子データは、Microsoft Word 形式(.docx)、PowerPoint 形式(.pptx)、Excel 形式(.xlsx)又は Adobe PDF 形式（.pdf）により作成し、データ一式を DVD-R に保存の上、提出すること。

⑶　提出方法

持参又は郵送により総合政策課へ提出してください。

⑷　提出期限

令和８年１１月１６日（月）午後５時１５分まで

※郵送の場合は、必着とします。

８　一次審査（書類審査）

⑴　一次審査

参加申込書類等を基に、資格要件の一次審査（書類審査）を行います。

この審査は、参加資格を確認するためのものであって、審査の結果、参加資格を有すると認められた事業者は提案者として選定し、提案書類を提出することができます。

⑵　審査項目

審査項目	審査の視点	指標
経営規模	経営規模は妥当であるか	資本金、売上高等
業務遂行能力	業務遂行体制は妥当か	企業の技術者数等
業務技術力	当該業務を遂行するために必要な知識及び経験を有しているか	同種又は類似業務の実績等
精通度	市の特殊事情を熟知しているか	市における過去の業務実績等
専任制	当該業務に専念できる時間が十分あるか	手持ち業務量等

⑶　一次審査の結果

選定結果は、令和８年１１月２４日（火）までに、文書及び電子メールにより通知します。

また、提案者として選定された事業者には、二次審査（プレゼンテーション）の案内についても通知します。

９　辞退について

令和８年１２月４日（金）午後５時１５分までに「参加辞退届（別紙６）」を郵送又は持参により総合政策課に提出してください。なお、参加辞退届には、辞退理由を明記してください。

１０　企画提案書等の提出

⑴　提出書類

ア　企画提案書表紙（別紙７）

イ　営業経歴書（別紙３）

※７（１）オと同じもの

ウ　技術資料（別紙４）

※７（１）コと同じもの

エ　企画提案書

※別添「鴻巣市ふるさと納税業務委託企画提案書作成要領」に基づき作成してください。

オ　工程表（任意様式、Ａ３版折り込み作成可）

カ　見積書及び内訳書

※年間の寄附件数 4,050 件、寄附金額 90,000,000 円を想定した見積額とし、「見積書（別紙８）」の見積条件を参考に作成のうえ、「内訳書（別紙８－２）」を添付してください。

なお、見積額は履行期間全体（準備期間を含む。）を対象として算出するものとし、成果目標による寄附件数及び寄附金額の増加は考慮しないものとします。

※見積条件以外で別途実費等が必要なもの、又は追加提案に係る費用等については、業務内容と明細が分かるように別に提出してください。

※返礼品代及び返礼品の発送代は含まないこととします。

キ　再委託調書（別紙９）

ク　誓約書（別紙１０）

⑵　提出部数

上記ア～クの順序で製本し、インデックスをつけて提出してください。

正本　１部（代表者印押印のもの）

副本　８部（正本の写し）

※うち１部は製本をしないもの。

なお、提出書類は紙媒体の提出に加え、電子データも提出すること。

電子データは、Microsoft Word 形式（.docx）、PowerPoint 形式（.pptx）、Excel 形式（.xlsx）又は Adobe PDF 形式（.pdf）により作成し、データ一式を DVD-R に保存の上、提出すること。

⑶　提出方法

持参又は郵送により総合政策課へ提出してください。

⑷　提出期限

令和８年１２月９日（水）午後５時１５分まで

※郵送の場合は、必着とします。

⑸　留意事項

ア　企画提案書は、提案者１者につき、１つの提案に限るものとします。

イ　提出された書類の内容について、本市より問合せを行う場合がありますので、その際は速やかに回答してください。

ウ　提出期限を過ぎた申込みについては、遅延した理由が提案者の責めに帰すべき事由によるものではなく、またその事実を証明でき、かつ本市がその理由がやむを得ないものであると認めた場合にのみ受け付けます。

１１　二次審査（プレゼンテーション）

⑴　日時

令和８年１２月１４日（月）、１５日（火）を予定

※詳細の時間については、上記８に基づく「提案者の選定結果通知書」送付時に通知する。

⑵　会場

鴻巣市役所１００１会議室

⑶　所要時間

プレゼンテーションは最大２０分とし、質疑を３０分程度とします。

⑷　留意事項

ア　出席者は、５名以内としてください。

イ　プレゼンテーションは、本業務受託後の技術管理者及び配置予定者が行ってください。

ウ　プレゼンテーションの実施に当たり、本市にてプロジェクター及びスクリーン又は大型モニター、ＨＤＭＩケーブルを用意します。パソコンを使用する場合は、ＨＤＭＩ端子（タイプA）のあるパソコンを提案者が用意してください。機器の確認をしたい場合は、総合政策課へ連絡してください。

エ　審査は非公開とします。ただし、審査資料作成のため、録音等を行うことがありますので、予めご了承ください。

オ　プレゼンテーションは、予め提出を受けた応募書類により実施することとし、新たな資料の追加は認めません。ただし、映写又はモニター表示のためのレイアウト変更は可とします。

カ　プレゼンテーション及び質疑にて、提案者が口頭にて説明した事項が提出書類に記載のない場合においても、提案事項に含まれるものとして取り扱います。

１２　参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

⑴　上記３に示す「参加資格」の要件を満たさなくなった場合。

⑵　提出書類に虚偽の記載があった場合。

⑶　応募書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合。

⑷　プレゼンテーション審査に参加しなかった場合。

⑸　選考の公平性を害する行為があった場合。

⑹　前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為が見られる等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合。

１３　事業者の選定方法

⑴　審査委員会

企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた提案を行った者を優先交渉事業者として選定するため、「鴻巣市ふるさと納税業務委託におけるプロポーザル審査委員会設置要綱」に基づく審査委員会を設置します。

⑵　審査

審査委員会は、「鴻巣市ふるさと納税業務委託プロポーザル審査基準書（別紙１１）」に基づき、提出された企画提案書等の審査を行い、評価の合計点が上位の者から順に優先交渉事業者として、順位付けを行います。

なお、応募者が１者のみであった場合においても、審査委員会において提案内容の審査を行い選定の可否を決定する。

⑶　選考結果の通知及び公表

選考結果は、令和８年１２月２５日（金）までに、文書及び電子メールにより通知するとともに、本市のホームページにて公表します。

１４　契約の締結について

本市にて最終的に選考された優先交渉事業者は、契約仕様について協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとします。

なお、提案書及びプレゼンテーション審査時において提示された企画提案については、契約仕様の協議対象としますが、提案内容から逸脱する協議は認めません。

また、優先交渉事業者との協議の結果、合意に達しない場合には、次点の提案事業者と協議を行います。

１５　その他留意事項

⑴　本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加する事業者の負担とします。

⑵　提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めません。また、提出された資料は返却いたしません。

⑶　提出書類については、このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、鴻巣市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。また、本市が必要と認める用途については、全部又は一部を無償で使用できるものとします。

⑷　審査等に対し、異議申し立てはできないものとします。

なお、選考に基づき、不採用の通知を受けた者は、市長が通知をした日の翌日から起算して７日（休日を除く。）以内に、書面により市長に対して不採用となった理由について、説明を求めることができます（書式自由）。

この場合において、市長は説明を求められた日の翌日から起算して１４日以内（休日を除く。）に、書面により回答するものとします。

⑸　次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

ア　実施説明書等に示した参加に必要な資格を有しない者が行った提案

イ　提出書類の必要な箇所に参加者の記名及び押印を欠く場合

ウ　提出書類に虚偽の記載を行った場合

エ　２つ以上の提案を行った場合

オ　選考開始から受託事業者と契約を締結するまでに、本市職員及び公職にある者と不当な接触を行った場合

１６　問合せ先

鴻巣市市長政策室総合政策課
シティプロモーション担当（担当：甲州・加村・吉野）
〒３６５－８６０１　埼玉県鴻巣市中央１番１号
電 話 番 号：０４８－５４１－１３２１（内線２２３７）
電子メール：sogoseisaku@city.kounosu.saitama.jp